

2015年10月19日 第24回ガスシステム改革小委員会資料

小売全面自由化の詳細制度設計等についての意見

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
理事・環境委員長 大石美奈子

<「前回の指摘事項について」のご回答に対して>

○ガイドラインの位置づけについて質問したい。あくまでも指針ということであれば事業者にとっても消費者にとっても法律との関連が見えずわかりにくい。頑張ったが守れなかったということが認められ罰則はない、ということは問題である。なぜなら、消費者が新しくガス（事業者や料金メニューを含む）を選ぶのに、料金以外の何も選択の根拠にならないからである。料金メニュー（料金の算出方法も含む）の公表は、望ましいのではなく、必ず行うべき行為として整理されるべきものとする。値段のついていない商品を選択者に選べというようなもので、消費者庁としても問題はないのか伺いたい。

○尚、16条の苦情等の処理において迅速に処理するのは当然のことで、この業務改善命令は受けようとするものに受けているものに対するものであることから、上記とは別の内容と考える。

○さらに、LPガスでは法律（液石法14条に）以下の規定がある。が契約についてのトラブルがなくならない。

<ご参考 液石法第十四条（書面の交付）条文>

液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。

- 一、液化石油ガスの種類
 - 二、液化石油ガスの引渡しの方法
 - 三、供給設備及び消費設備の管理の方法
 - 四 第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法
 - 五 当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称
 - 六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項⇒**施行規則第13条に価格算定方法を規定**
- 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。

<ご参考：相談事例>

事例1：自宅に訪れた営業員から領収書の提示を求められ見せたところ、「この契約は高すぎる。うちのほうが安い。」と料金を提示され変更した。2か月で値上げの請求があり以前のガス代金と同じに、また1年経った今では以前の業者よりも高額となったが、契約のときには値上げの話は聞いていなかった。

事例2：「ガス料金が安くなる」と訪問した業者に勧誘され契約した。その際「今のガス会社との解約手続きは当方がやるので何もしなくてもよい」「清算はまかせてほしい」と説明されたので、委任状に記入して渡した。しかし、解約をしたガス会社から配管設備の撤去作業の費用を払うよう請求された。

千葉県宮里市 HP から

以上のことからLPガスでは上記14条が機能していないということであり、なぜ都市ガスはガイドラインの制定で大丈夫だと言いきれるのかご回答をいただきたい。

<今回の議題：経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準について>

○競争が起こっているという基準について、オブザーバーで来られている公正取引委員会の方にお尋ねしたい。これまでの議論で 75 という数字がでていますが、常識的に考えると半分以上 50%を超えるあたりか、または、複数存在する場合は 30 から 40 でもありえるのではないかと、本日でなくてもよいので見解をお願いしたい。

○そのうえで、電気のようにスイッチが電話 1 本でできるものと違って、都市ガスからプロパンガス、灯油、オール電化に乗り換えるためには、機器の買い替えも含め、かなりの経費がかかるため消費者は簡単に乗り換えないと考えるため、単に数字でここまでと切るのは乱暴すぎるのではないかと。

また、仮に、数値がかなり低い状況であっても、料金規制がはずれば競争相手が入ってこなければ、いくらでも料金を上げることが可能となり、他の事業者やほかのエネルギーにスイッチできない消費者は黙って値上げを受け入れるしかなくなるので問題と考える。

○実際に競争が起きているかどうかは、新築や改築の戸数を分母としてみないとわからない。昨年 12 月の第 17 回委員会で、猪狩オブザーバーが、新築地域ではオール電化率が 90%だと発表し、杉本委員、古城委員から資料を出すようにとのことであったが、提出されないままとなっている。今回は是非、実際の数値をだしてほしい。そして、そのうえで再度現状を見ながら検討すべきと思う。また、海外の例をみても自由化になっても料金は下がらなかったと聞いている、料金規制の撤廃との関連をうかがいたい。

○さらに、たとえ経過措置を残したままでも料金を下げて競争することは可能である。その意味では、経過措置が残っていても自由化競争が起きることには何も問題はないはずである。また誤解のないように申しさえるが、消費者はただやみくもに 1 円たりとも料金を上げてはいけないと言っているわけではない。燃料費の値上がりなど国が認める理由で検討された上げ幅であれば、消費者が納得して支払っている。要するに、理由のない値上げは問題であるということである。

○経過措置をはずしても問題ないのは、自治体が小売を行っている場合などで、たとえ料金規制が外れても、料金は透明であろうし、値上げのためには市議会などの承認が必要になるからである。その他の地域については、簡単に経過措置を外すべきではなく、仮に外す場合には競争があるとしっかり検証される必要がある。それまでは、経過措置は残すべきと考える。

尚、前委員の杉本まさ子氏（NACS）が消費者代表として、本年 6 月開催の参議院で提出した資料を提出させていただきます。是非ご一読いただきまして、消費者の意見にご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上